

概要版

第3期河内町 子ども・子育て支援事業計画

子育てをともに支え、
元気な子どもたちがともに育つまち



令和7年3月

茨城県 河内町

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国の少子化は急速に進行しております。本町の令和6年4月1日現在の総人口は7,935人、そのうち児童人口は704人で、令和2年の児童人口832人と比べると128人の減少となっています。依然として、少子化には歯止めがかからず、子育てのための経済的負担や、仕事と子育ての両立に対する負担感や晩婚化及び非婚化などが少子化の理由として挙げられています。また、核家族化や地域コミュニティの希薄化が進むことで、子育てに関する悩みや不安を抱え込みやすい状況にあるなど、子ども・子育てをめぐる家庭や地域の状況も変化し続けています。

本町では、令和2年3月に策定した「第2期河内町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保及び子育てに関連する施策を展開してきました。また、すべての町民が子ども・子育て支援への関心と理解を深め、家庭、学校、地域、職域などの社会のあらゆる場において子どもと子育て家庭を支え合うまちづくりを推進してきましたが、計画の期間が令和6年度に終了することから、これまでの施策・事業の評価を行うとともに、成果や課題等を踏まえ、新たに「第3期河内町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。



2 計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村計画」を一体のものとして策定するものです。

3 計画の対象

本計画は、すべての子どもとその家庭、学校、地域、企業等すべての個人及び団体が対象となります。なお、本計画における「子ども」とは概ね18歳未満とします。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。



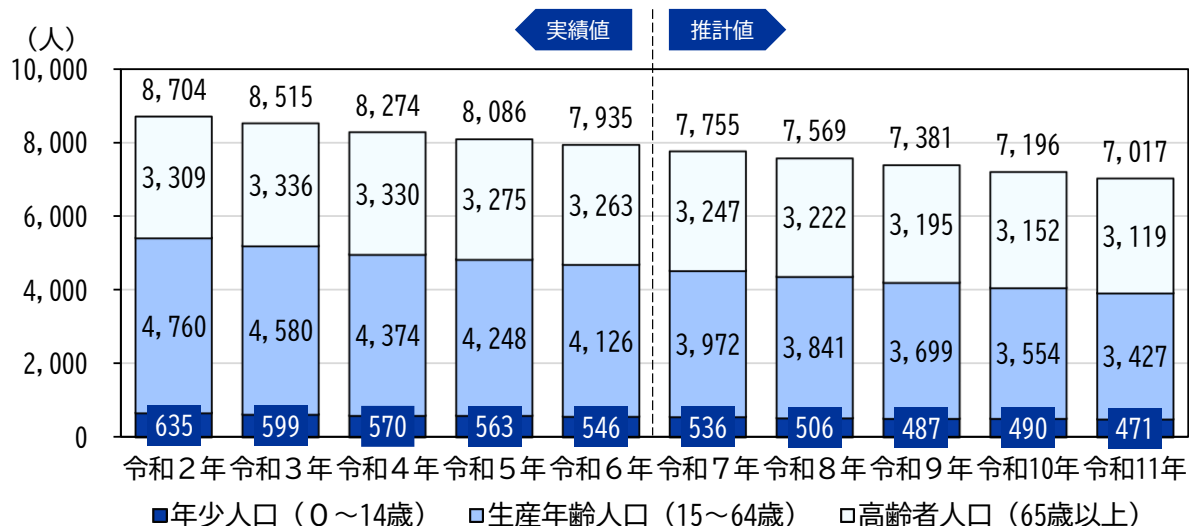
Ⅱ 本町の将来推計

1 総人口及び児童数の推計

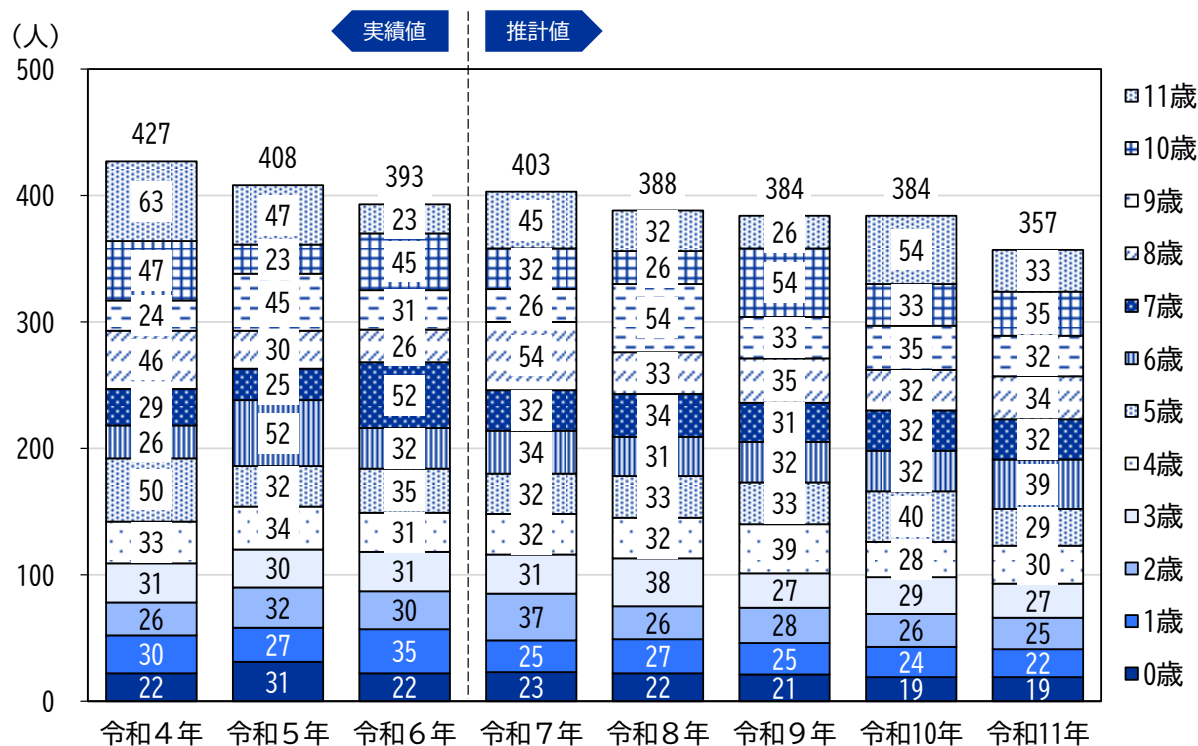
本町の総人口の推計結果は、令和11年には7,017人になると予測されます。

また、11歳以下の児童数の推計結果は、令和11年には357人になると予測されます。

【総人口の推計】



【11歳以下の児童数の推計】



資料：令和2年から令和6年は住民基本台帳（各年4月1日現在）
令和7年以降はコーホート変化率法による推計値

Ⅲ 施策の体系

基本理念	基本目標	施策の方向性
子育てをともに支え、 元気な子どもたちがともに育つまち	基本目標 1 子どもと母親の 心身の健康の確保・増進	(1) 出産・育児に対する相談支援 (2) 疾病の早期発見及び健康の確保 (3) 小児・周産期医療の確保 (4) 食育の推進
	基本目標 2 地域における子育ての支援	(1) 地域における子育て支援サービス等の充実 (2) 子どもの居場所の確保 (3) 子育て家庭への経済的支援
	基本目標 3 支援が必要な子育て家庭と 子どもへの細やかな取組	(1) 児童虐待防止対策の充実 (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進 (3) 障害児施策の充実 (4) 外国籍の子ども・家庭への支援 (5) 子どもの貧困の解消及び社会的養育の推進
	基本目標 4 子どもの健やかな成長に 資する教育環境の整備	(1) 「生きる力」を育む教育の推進 (2) 安心して学ぶことができる教育環境の整備 (3) 家庭や地域の教育力の向上
	基本目標 5 子どもと子育て家庭に やさしいまちづくり	(1) 子どもの安全・安心の確保 (2) 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進

IV 施策の展開

基本目標 1 子どもと母親の心身の健康の確保・増進

すべての子どもが健やかに成長するためには、安心して妊娠・出産・育児ができる環境をはじめ、子どもの発達段階に応じた保健対策が必要です。

母子保健事業や小児医療などの基盤を充実させ、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援体制を強化するとともに、子どもの思春期保健や食育も含め、心身の健康を支える取組を推進します。

関連する主な事業・施策

●利用者支援事業（母子保健型） （こども家庭センター） 基本目標 1 - (1)

すべての妊婦と面接し、実情を把握します。出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦は特定妊婦として、支援プランを作成し、妊娠期から子育て期まで、医療、福祉等の関係機関と連携を図りながら支援します。

●妊産婦健康診査 基本目標 1 - (2)

妊産婦を対象とした医療機関における健康診査を推進し、安全な出産と母子の健康確保に努めます。

●産後ケア事業 基本目標 1 - (2)

出産し退院後の母子に対し、心身のケアや育児のサポート等を実施することにより、心身を安定させ、育児に対する不安を軽減し、安心して子育てができるよう支援します。

●母子の食の助言・相談・指導 基本目標 1 - (4)

5か月児教室、歯っぴー教室、幼児健診において乳幼児の栄養や望ましい食生活について繰り返し相談・指導していきます。

●乳児家庭全戸訪問事業 基本目標 1 - (1)

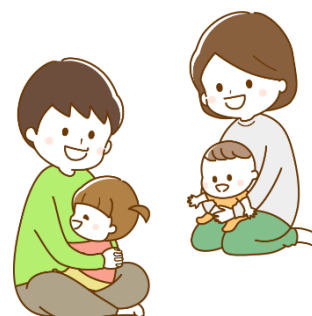
生後4か月までの乳児とその親を対象に、乳児健診、予防接種等子育てに関する情報をお知らせする家庭訪問を行います。また、母子の健康状態の確認や育児不安の解消に努めます。

●健康ガイドブックの配布 基本目標 1 - (2)

健康づくりに関する事業や情報を掲載した健康ガイドブックを配布し、活用を図ります。

●小児・周産期救急医療の充実 基本目標 1 - (3)

広域の小児救急輪番制、病院群輪番制に参加するとともに、町の医療体制やニーズ等を把握し、オンライン診療の充実を図ります。



基本目標 2 地域における子育ての支援

保護者が安心して子育てできるよう、地域全体で支える仕組みを整え、子育て家庭の負担感の軽減を図ります。すべての家庭が地域の中でのびのびと安心して子育てできるよう、情報提供や相談体制の充実を図り、地域との交流やふれあいの機会を広げます。また、教育・保育や子育て支援の質の向上を図るため、担い手の確保・育成を推進し、地域全体での支援体制を強化します。

さらに、地域の中で遊びや学びを通じて、子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、安全で安心できる居場所を確保します。家庭や地域、関係機関が協力して、子どもたちの自主的な活動を支援する取組を推進します。

関連する主な事業・施策

●保育サービスの充実

基本目標 2 - (1)

地域の保育ニーズを把握しながら、実情に応じた保育サービスの確保を図ります。また、多様な就労形態や緊急時等に対応した保育体制の確保に努めます。

●地域子育て支援拠点事業

(子育て支援センター) 基本目標 2 - (1)

地域においていつでも気軽に相談できる場の提供を図るとともに、子育て中の親子が仲間と一緒に楽しく子育てできるよう、気軽に交流できる場や機会の提供に努めます。

●放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)

基本目標 2 - (2)

委託運営に切り替え、専用の教室にて、充実した遊びや生活の場を提供します。



●かわちチャレンジスクール (放課後子ども教室)

基本目標 2 - (2)

家庭・学校を離れて、公共施設等を利用し、地域住民や社会教育関係団体と連携しながら、年2回ポニースクール、年10回寺子屋かわちを開催し、自主性・協調性、豊かな心を育む体験活動の場や活動機会の提供を図ります。

●次世代育成支援金制度

基本目標 2 - (3)

新たな町民の誕生を祝福し、明日の地域づくりを担う子どもたちの健全な育成を願って、子育て家庭に支援金を支給する町独自の制度です。本町町民で、第二子以上を出産した保護者が対象です。



●入学祝品支給事業／新中学1年生 制服等購入費支給事業

基本目標 2 - (3)

小学校に入学する年度の前年度5月1日を基準日とし、町内に住所を有する者でかわち学園に入学を希望する者にランドセル、体操服一式等を支給します。また、中学校等に入学する生徒に新中学1年生制服等購入クーポン券を交付し1人あたり最大3万円補助します。

基本目標 3 支援が必要な子育て家庭と子どもへの細やかな取組

すべての子どもには、保護者から愛情を受け、健やかに成長し、自立する権利があります。この権利と将来の可能性に格差が生じないよう、子どもの最善の利益を第一に考え、支援が必要な子どもや子育て家庭に対して適切な支援を行います。

また、虐待、ひとり親家庭、障害、外国籍、貧困などが成長の妨げとならないよう、経済面や心理面にわたって家庭のニーズに応じた多様な支援を展開し、自然と助け合えるまちづくりを推進します。

関連する主な事業・施策

●要保護児童対策地域協議会

基本目標3-(1)

関係機関と連携を図りながら、虐待発生の予防及び早期発見に努めるとともに、虐待の実態把握及び適切な措置について検討し、子どもの安全確保に努めます。

●子ども家庭総合支援拠点

(こども家庭センター) 基本目標3-(1)

子ども家庭支援員が子ども(18歳未満)とその家庭における養育環境や経済的困窮、虐待やヤングケアラー、問題行動等のさまざまな悩みについての相談を受け、関係機関と連携を図り、必要な社会資源や子育て支援事業につながるよう支援します。

●ひとり親家庭に対する経済的支援

基本目標3-(2)

ひとり親家庭に対し、児童扶養手当など県の制度による経済的支援を行います。

●障害の早期発見・早期対応

基本目標3-(3)

乳児家庭訪問や乳児健診時において心身に障害のある乳幼児の早期発見に努めるとともに、必要に応じて医療機関やおやこ相談等につなげます。保護者の気持ちに配慮しながらできるだけ早期に対応できる体制の充実を図ります。

●母国語の母子健康手帳の発行

基本目標3-(4)

英語、中国語、ベトナム語、タガログ語、タイ語等と日本語を併記した母子健康手帳を希望者に交付するように努めます。

●生活困窮家庭の把握と支援

基本目標3-(5)

民生委員・児童委員、関係機関や全庁の連携体制のもと、生活困窮家庭の把握に努め、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援・就労支援・給付金の支給等の適切な支援につなげます。



基本目標 4 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備

家庭が子どもの生活習慣や人格形成の基礎となる場であることを踏まえ、家庭の教育力の充実を図り、家庭のみならず、地域との交流や体験活動を通じて子どもの健やかな成長を支援します。また、地域全体で子どもを育てる意識を醸成し、地域住民の子育てへの関心を高めます。

さらに、学童期は、生きる力を育み、心身の調和のとれた発達を促す重要な時期であり、この時期に自立意識や他者理解といった社会性が発達し、心身の成長が著しく進むことから、地域や家庭との連携を強化し、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進します。また、不安や悩みを抱える児童・生徒が安心して相談できる場を確保し、支援が必要な子どもには適切な対応を行い、健やかな発達を促進します。

関連する主な事業・施策

●国際理解教育の推進

基本目標4- (1)

かわち学園及びかわちこども園への外国語指導助手（ALT）の配置等によりグローバル化社会に対応できる教育を推進します。



●いじめ・不登校対策

基本目標4- (2)

「河内町いじめ防止基本方針」に基づき、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用のほか、教育相談員等による相談体制を強化し、いじめや不登校の未然防止や早期発見、早期解決を図ります。気軽に相談できる体制づくりを図るとともに、いじめの実態について把握し、毅然とした対応を行います。

●スクールソーシャルワーカーの配置

基本目標4- (2)

町独自でスクールソーシャルワーカーを配置し、0歳から18歳までの児童生徒が置かれた様々な環境要因や悩みについて、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いた支援等を行います。

●子育て学習講座

基本目標4- (3)

次年度かわち学園等に入学する児童を持つ保護者を対象に、子育てや家庭教育に関する学習機会を提供し、より一層家庭の教育力の再生、向上を図っていきます。

●かわち子どもヘルパー

基本目標4- (3)

かわち学園の4～6年生児童の希望者を、かわち子どもヘルパーに任命し、高齢者や障害者のお手伝いや、福祉に関する学習を行うことで、地域社会との関わりを深めることを推進します。



基本目標 5 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり

子どもが安全にのびのびと活動し、親が安心して子育てできるよう、防犯・防災も含めた生活環境の向上に努めます。道路や施設等のハード面の維持・改善を図るとともに、行政や警察署等の関連機関の連携のもと、地域住民の協力を得ながら安全・安心なまちづくりを推進します。

また、共働き世帯の増加やライフスタイルの多様化が進む中で、子育てと仕事の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するため、事業者や地域住民一人ひとりがその重要性を理解し、柔軟な働き方を選択できるよう体制の整備や情報提供に取り組みます。

関連する主な事業・施策

●交通安全の推進

基本目標5-（1）

関係機関と連携して交通安全教室を開催し、交通安全意識の高揚と交通マナーの向上を図ります。さらに、交通安全上危険な箇所の発見と改善を図るため、定期的な点検を実施します。

●防犯活動の推進

基本目標5-（1）

防犯意識の高揚を図り、地域の自主的な防犯活動の活性化と、行政主体の防犯活動の展開を図ります。さらに、万一の犯罪に備え、危険な時に鳴らす防犯ブザーを配布します。

●こどもを守る 110 番の家

基本目標5-（1）

子どもの緊急避難場所である「こどもを守る 110 番の家」について、その存在や役割について再認識するとともに、児童生徒に周知します。

●不審者情報の提供

基本目標5-（1）

関係機関と連携しながら、不審者情報についてかわちこども園、かわち学園及び近隣市町村に情報提供・共有を図るとともに、アプリ、ホームページ及びメールによる不審者情報の発信を行います。

●男女共同参画意識の啓発

基本目標5-（2）

「河内町男女共同参画計画」に基づき、男女が共に支え合って子育てや家事に携わる意識の啓発により、家庭における男女共同参画の実現を図ります。

●子育て家庭に対する就労支援

基本目標5-（2）

ひとり親家庭や生活困窮家庭の生活の安定を図るため、それぞれの家庭の状況に応じ、経済的自立に向けての就労支援などに努め、日常生活の支援や就労に関する情報提供を実施します。



V 教育・保育と子ども・子育て支援事業の充実

1 教育・保育と子ども・子育て支援事業の全体像

子ども・子育て支援法等に基づく新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所（園）を通じた施設型給付と地域型保育給付及び児童手当からなる「子ども・子育て支援給付」と市町村の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」の2つの枠組みから構成されます。

【事業の全体像】

子ども・子育て支援給付

施設型給付

- 認定こども園
- 幼稚園
- 保育所（園）

地域型保育給付

- 小規模保育
（定員は6人以上19人以下）
- 家庭的保育
（保育者の居宅等において保育を行う。）
- 居宅訪問型保育
（子どもの居宅等において保育を行う。）
- 事業所内保育
（事業所内の施設等において保育を行う。）

児童手当



地域子ども・子育て支援事業

- 利用者支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 妊産婦健康診査
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 養育支援訪問事業
- 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- 子育て短期支援事業
- 子育て援助活動支援事業
- 一時預かり事業
- 放課後児童健全育成事業
- 延長保育事業
- 病児保育事業
- 子育て世帯訪問支援事業
- 児童育成支援拠点事業
- 親子関係形成支援事業
- 産後ケア事業
- 妊婦等包括相談支援事業
- 乳児等通園支援事業
（こども誰でも通園制度）
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

2 教育・保育の認定

教育・保育の認定は、1号認定、2号認定、3号認定の3つの区分があり、子どもの年齢や保育の必要性のほか、保育を必要とする時間、その他優先すべき事情などを勘案して決定されます。認定区分ごとに、利用できる施設や事業が決められています。



3 地域子ども・子育て支援事業の概要（抜粋）

●利用者支援事業（母子保健型）

子育て包括支援センターを設置し、保健師が中心となり、関係機関との連絡調整や、保育サービスの情報提供や事業の利用支援を行い、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のないサポートを行います。

●妊産婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中及び産後の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

●子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の労働や疾病等の事由により、児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要な場合に、児童を児童養護施設等で一時的に預かります。

●放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生に対し、放課後適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

●産後ケア事業

出産後の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行います。病院等を利用した宿泊型・日帰り型、助産師等が家庭訪問する訪問型があります。

●地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

公共施設や認定こども園等の地域の身近な場所において、子育て中の親子の交流を行う場所を開設し、育児相談、情報提供、援助を行います。

●乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭に、保健師等が訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

●一時預かり事業（幼稚園型以外）

家庭において保育することが一時的に難しくなった乳幼児について、主として昼間、認定こども園その他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行います。

●延長保育事業

通常保育の時間を超える保育需要への対応を図るため、保育認定を受けた子どもについて、認定こども園等で、通常の利用日及び利用時間帯以外の保育を実施します。

●妊婦等包括相談支援事業

妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行います。



VI 計画の推進

1 計画の推進体制

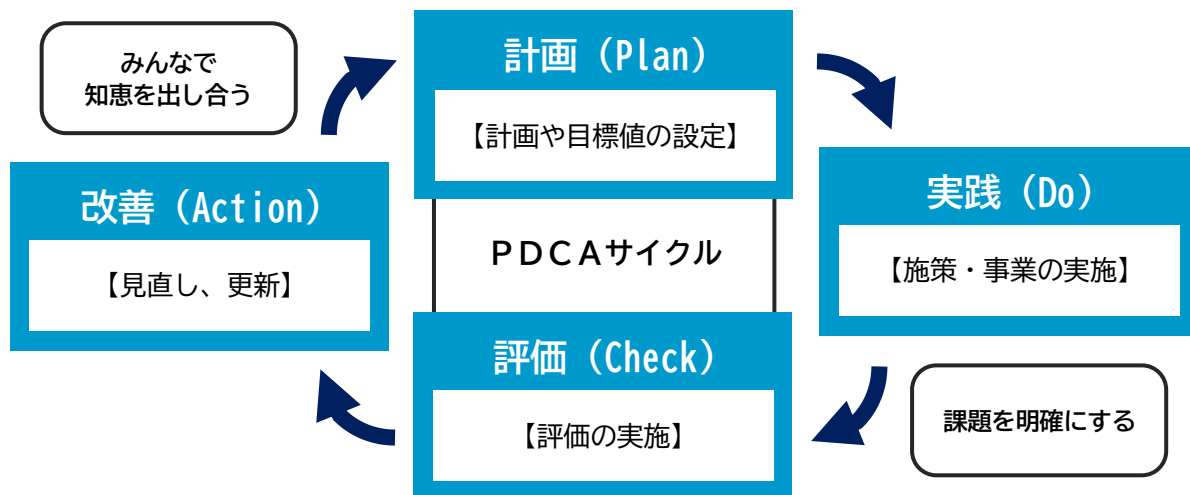
本町が今後目指していく子ども・子育て支援とは、まずは子どもの健やかな成長が保障され、さらに保護者が子育ての責任を果たすと同時に子育ての権利を享受できるよう、子どもと向き合える環境を整え、当事者が子育てと子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことです。

そのため、本計画が町民に開かれたものとなり、子ども・子育て支援の趣旨が広く理解を得られるよう、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業サービスをはじめ、子育て支援施策の内容について、町のホームページ、広報誌等を通じて速やかな周知を図ります。

2 計画の進行管理

計画期間中は、福祉課が事務局となり、「河内町子ども・子育て支援審議会」、関係各課、町民や各種団体・関係機関などとの連携のもと、計画の進捗状況の把握・検証を重ね、必要に応じて取組の改善を図ります。5年間の計画期間の最終年度には、総括的な最終評価を行い、次期計画の策定につなげます。

【進行管理のPDCAサイクルのイメージ】



第3期河内町子ども・子育て支援事業計画【概要版】

令和7年3月

発行：河内町 編集：河内町 福祉課

〒300-1392 茨城県稲敷郡河内町源清田 1183

TEL 0297-84-2111（代表） FAX 0297-84-4357

URL <https://www.town.ibaraki-kawachi.lg.jp>